

パブリックコメント手続の流れ（市民意見提出手続）

素案作成

実施機関

- ・ 総合計画その他重要な基本計画等の策定又は変更
- ・ 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定

公表

実施機関

策定案の公表

- ・ 策定案を作成した趣旨、目的及び背景
- ・ 策定案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- ・ 市民等が当該策定案を理解するために必要な関連資料

市のホームページへの掲載
担当課窓口での閲覧または配布
実施機関が指定する場所での閲覧または配布

意見募集

市民等

意見を提出

- ・ 郵便等
- ・ ファクシミリ
- ・ 電子メール
- ・ 担当課窓口への提出
- ・ 実施機関が指定する場所への提出

公表の日から1ヶ月以上の期間を設けて意見等の提出を受ける
緊急その他やむをえない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期限を1ヶ月未満とすることができる

意思決定

実施機関

策定案の通り意思決定を行ったとき

- ・ 提出された意見に対する実施機関の考え方を公表

策定案を修正して意思決定を行ったとき

- ・ 提出された意見に対する実施機関の考え方と修正内容を公表

市のホームページへの掲載
担当課窓口での閲覧または配布
実施機関が指定する場所での閲覧または配布